

自転車指導啓発重点路線 大正警察署管内 令和7年自転車関連事故発生場所



～交通事故にあわないために～

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則・左側を通行
歩道が例外・歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

* 自転車は「軽車両」車の仲間です。

